

お客様各位

2025年1月8日

## 群馬県内地域金融機関における相続手続きの共通化について

ぐんまみらい信用組合は、群馬県内に本店を置く地域金融機関と協力し、お客さまの利便性向上を図るため、預金等の相続手続きに関する取り扱いを、下記のとおり共通化いたしますのでお知らせします。

当組合では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層サービスの向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 参加金融機関

金融機関名	開始時期
群馬銀行、高崎信用金庫、 しのめ信用金庫、桐生信用金庫	2024年4月1日（月）
アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、 館林信用金庫、利根郡信用金庫 あかぎ信用組合、群馬県信用組合 群馬県医師信用組合、ぐんまみらい信用組合	2025年1月20日（月）

#### 2. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化いたします。

#### 3. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- （2）お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

#### 4. 実施日

2025年1月20日（月）

#### 5. その他

- （1）本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合がございます。
- （2）現在お手続き中の「相続に関する依頼書」等の相続お手続き書類については、共通化以降も引き続きお受けいたします。

以上